

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届を行っています。

歯科初診料の注1に規定する基準【歯初診】

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

歯科訪問診療料の注15に規定する基準【歯訪診】

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています

歯科技工士連携加算1・2【歯技連 1、2】

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士(所)との連携体制を確保しています。
また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー【歯CAD】

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー(かぶせ物、詰め物)を用いて治療を行っています。

クラウン・ブリッジ維持管理料【補管】

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

歯科外来診療安全対策加算1【外安全1】

当院では、AED等の機器の設置や医療安全管理者を配置するとともに、偶発症等の緊急時に備え、次の医療機関と連携体制を確保するなどの医療安全管理対策を実施しています。

連携先医療機関(はくとホームケアクリニック) 電話番号(06-6336-2477)

歯科外来診療感染対策加算1【外感染1】

当院では、歯を削る際に飛散する細かな物質を吸引する装置の設置や、院内感染管理者を配置するなどの感染対策に取り組んでいます